

答 申 書（ 案 ）

令和 8 年 7 月 2 3 日

京都市長 松井 孝治 様

京都市環境影響評価審査会

会 長 東 野 達

令和 8 年 6 月 1 2 日付け環環保第 6 6 号をもって諮問のありました京都府環境影響評価条例に基づく乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について、慎重に検討を行った結果、別添のとおり答申します。

**乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価方法書に
対する環境の保全及び創造の見地からの意見**

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法については、前提条件や考え方も含めて、正確かつ分かりやすく準備書に記載すること。
- (2) 各環境影響評価項目の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、検討した環境保全措置を準備書に記載するとともに、以下の個別事項に留意すること。

2 個別事項

(1) 騒音・振動

事業実施区域は市街化調整区域であり、騒音及び振動に係る環境基準及び規制基準の適用を受けないことから、騒音及び振動に係る評価については、予測の結果を踏まえて適切な目標値を設定のうえ行うこと。

(2) 植物

希少な植物の分布状況を的確に把握できる調査の手法を採用すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

桂川など事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を把握し、活動が分断されないように適切な配慮を検討すること。

(4) 温室効果ガス等

温室効果ガス等については、カーボンニュートラルの実現に向けた最先端の技術及び知見を踏まえて予測の諸元を設定するとともに、その評価に当たっては、組合構成市町のプラスチックごみの削減目標も考慮すること。

以上